

平成 29 年 5 月 30 日
教育委員会事務局生涯学習部
中央図書館管理課
電話 287-4081

千葉市政担当記者 様

政令市で初めてマイナンバーカードを利用した市図書館での本の貸出し等のサービスを開始します！

千葉市図書館では、マイナンバーカードの多目的利用を推進し、市民の利便性向上を図ることを目的として、平成 29 年 6 月 1 日（木）から、マイナンバーカードを活用した本の貸出などの図書館利用サービスを開始しますので、お知らせします。

マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を活用した図書館利用サービスは、政令市で初めての導入となります。

1 サービスの提供内容

従来の図書館利用カード（貸出券）に加え、マイナンバーカードでも、図書などの資料を借りることができます。

※本サービスの仕組みについて

マイナンバーカードによる図書の貸出等の利用時に、図書館システムに登録された電子証明書に記載されている発行番号（シリアルコード）により、利用者確認を行います。なお、ICチップ内のマイナンバーや、住所・氏名などの個人情報を使用しません。

2 対象施設

千葉市中央図書館、各地区図書館、分館及び公民館図書室（全 36 施設）

3 対象者

利用者証明用電子証明書の搭載されたマイナンバーカードをお持ちの千葉市図書館利用登録者で、事前利用手続を行った方。

4 利用方法

（1）事前利用手続

ア すでに図書館利用カード（貸出券）をお持ちの方

図書館利用カード（貸出券）とマイナンバーカードを持参し、窓口で登録処理を受けてください。手続後、すぐに使用できます。

イ 図書館を初めて利用する方

図書館の利用登録手続が必要です。利用申込書を窓口へ提出する際、マイナンバーカードでの利用を希望する旨を伝え、マイナンバーカードを提示してください。

（2）マイナンバーカード使用方法（マイナンバーカードによる本の借り方）

対象施設の窓口で借りたい本を職員に渡し、事前の利用手続を済ませたマイナンバーカードを IC カードリーダーにセットします。その後は、通常の図書館利用カード（貸出券）を使用した貸出手続と同じです。

※その他、本の予約手続や座席利用など各種窓口手続の際に、利用カードに替わり使用できます。

5 利用開始日

平成 29 年 6 月 1 日（木）

6 注意事項

マイナンバーカード発行に係る申請・電子申請書に係る手続は、お住まいの市区町村のカード申請等の取扱い窓口になりますので、サービス利用開始前にカードの発行を受けてください。

（※図書館窓口ではマイナンバーカードの発行手続はできません。）